

日本郵政グループの正社員・退職者、契約社員（期間雇用社員等*）の皆さま専用

（契約社員・期間雇用社員等*の方は勤続1年以上の方）

*期間雇用社員等には、短時間社員、アソシエイト社員等を含みます。ただしアルバイトは除きます。

団体ゴルファー保険のご案内

（団体総合生活保険）



ゴルフでの
ケガの補償



ゴルフでの
賠償責任



ゴルフ用品の
損害



ホールインワン・アルバトロス
費用

ゴルフプレー中のケガから、ホールインワン時の費用まで補償！

保険料は **20%割引** が適用されます！

（団体割引20%を適用しています。）

【団体ゴルファー保険にご加入の皆さまへ】

今回更新いただく補償内容に一部改定があります。主な改定点は後記10ページに記載のとおりとなりますので、あわせてご確認ください。現在の加入内容や印字内容に変更がある場合は、後記19ページの記入例をご覧ください。

保険
期間

2024年5月1日午後4時～
2025年5月1日午後4時まで1年間

中途加入時
補償期間

締切日の翌月1日午前0時～2025年5月1日午後4時まで
（毎月20日締切：土日祝日の場合は翌営業日）

加入対象者

■ 加入者になれる方

日本郵政グループ各社（※）にお勤めの正社員および退職者または、勤続1年以上の契約社員（期間雇用社員等*1）
契約社員（期間雇用社員等*1）の退職者は含みません（更新のみ可）

*1 期間雇用社員等には、短時間社員、アソシエイト社員等を含みます。ただしアルバイトは除きます。

【※対象企業（日本郵政グループ企業）】

日本郵政(株)

【連結子会社】

日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、日本郵政コーポレートサービス(株)、ゆうせいチャレンジ(株)、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)、

JPツーウェイコンタクト(株)、(株)郵便局物販サービス、日本郵便輸送(株)、JPビルマネジメント(株)、日本郵政キャピタル(株)、JPコミュニケーションズ(株)、

日本郵便オフィスサポート(株)、JP損保サービス(株)、JPロジスティクスグループ(株)、JPビズメール(株)、JPシステム開発(株)、(株)JPメディアダイレクト、

日本郵政不動産(株)、(株)ゆうゆうギフト、JP東京特選会(株)、日本郵便メンテナンス(株)、かんぽシステムソリューションズ(株)、JPロジスティクス(株)、東京米油(株)、

JPインベストメント(株)、ゆうちょローンセンター(株)、JPプロパティーズ(株)、JP楽天ロジスティクス(株)、(株)JPデジタル

【持分法適用関連会社】

(株)ジェイエフエフおおいた、リンベル(株)、セゾン投信(株)、JP投信(株)、

日本ATMビジネスサービス(株)、(株)Good Technology Company

(注) 簡易郵便局等の業務委託先役職員の方は対象外です。

■ 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*2」としてご加入いただける方

加入者本人、加入者の家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、加入者本人と同居の親族）

保険の対象となる方は、上記加入資格を満たし、かつ、加入依頼書に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

なお、賠償責任に関する補償において、ご本人*2が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者およびその他の法定監督義務者等も

保険の対象となる方に含みます（ご本人に関する事故に限ります）。

*2 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）本人」として記載された方をいいます。



<加入対象者>における用語の解説

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

① 婚姻意思（戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）を有すること

② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません）。

スケジュール

■ 新規加入、更新の場合

■ 保険期間

2024年5月1日午後4時～2025年5月1日午後4時

■ 初回申込締切日

2024年3月15日（金）

■ 加入者票

2024年4月末頃お届け

（加入依頼書にご記入漏れなど確認事項があった場合は、お届けまでにお時間を要することがあります。）

■ 保険料引落日

2024年6月24日（月）

■ 中途加入の場合

20日までの申込で、翌月1日午前0時補償開始です。

■ 補償期間

毎月1日午前0時～2025年5月1日午後4時

■ 申込締切日

毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）

■ 加入者票

補償開始月の上旬頃お届け

（加入依頼書にご記入漏れなど確認事項があった場合は、お届けまでにお時間を要することがあります。）

■ 保険料引落日

補償開始月の翌月24日（土日祝日の場合は翌営業日）

お手続き方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」に沿ってご確認ください。

■ 新たにご加入いただく方（中途加入も含まます）

記入例:P16、17、18参照

記入例を参考に必要事項をご記入の上、**次の2点をJP損保サービス株式会社にご提出ください。**

1.加入依頼書	E:保険会社提出用、F:保険会社提出用（原票）、G:代理店写の計3枚
2.自動払込利用申込書	取扱代理店提出用（1枚目）
締切日	5月1日から新規加入の場合：3月15日（金）必着 中途加入の場合：補償開始月の前月20日必着

【ご注意ください！】加入依頼書の記入について

2箇所にご署名をお願いいたします。
記入例の詳細はP16,17,18をご参照ください。

加入のお申込みをされるお客様のご記入用

加入者ID	102-0074
ご住所	〒102-0074 東京都千代田区 トウキョウトチヨダク
お名前	ユウビン ユウジロウ
ご住所	郵便 郵次郎
ご住所	郵便 郵次郎

記入不要

1 新規に加入 2 加入内容変更 3 補償内容変更追加 4 年齢住所等変更追加 5 全員更新しない

■ 既にご加入済みの方

記入例:P19参照

2月中旬から順次ご自宅に書類一式を郵送しております。

■ 加入依頼書の印字内容に変更がない場合

加入依頼書のご提出は不要です。

前年ご加入の内容に応じたタイプでの自動更新の取扱いとさせていただきます。

■ 補償内容を変更される場合、住所や職場名変更等がある場合、更新をご希望されない場合等

加入依頼書の必要事項を追記・訂正のうえ

加入依頼書(E:保険会社提出用、F:保険会社提出用(原票)、G:代理店写の計3枚)を

JP損保サービス株式会社までご提出ください。

締切：3月15日（金）必着

【ご注意ください！】加入依頼書の記入について

提出時には必ずご署名をお願いいたします。
記入例の詳細はP19をご参照ください。

加入のお申込みをされるお客様のご記入用

加入者ID	102-0074
ご住所	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-
お名前	ユウビン ユウジロウ
ご住所	郵便 郵次郎
ご住所	郵便 郵次郎

1234567000

1 加入内容変更 2 補償内容変更追加 3 年齢住所等変更追加 4 全員更新しない

現在ご加入の方につきましては2024年3月15日(金)までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

なお、本内容をご了承いただける方につきましては、**特段のお手続きは不要**です。

ご自身のケガ（傷害補償）

[ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

例えば... スイングした拍子に転んでケガをしてしまった。



日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害	ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。 また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。 ※ 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。 ※ 1事故について90日を限度とします。

第三者に対する賠償責任（個人賠償責任）

[ゴルフ賠償責任補償特約セット]

例えば... ボールをぶつけてケガをさせてしまった、
他人から借りたものを壊してしまった。



日本国内外を問わず、ご本人*3が行うゴルフの練習、競技または指導中に他人(キャディを含みます)にケガ等をさせたり、他人の物を壊してしまったときや国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*4を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※ 第三者に対する賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます）に限り、**示談交渉は原則として東京海上日動が行います。**

*3 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*4 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

ゴルフ用品の損害（携行品）

[ゴルフ中用品補償特約セット]

例えば… ゴルフ場でゴルフクラブが折れてしまった。



日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難
(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。)
- ②ゴルフクラブの破損、曲損

ホールインワン・アルバトロス費用

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中に以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
 - ア.同伴競技者
 - イ.同伴競技者以外の第三者*2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

セルフプレーは同伴キャディがいないため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。

※加入口数は1口のみです。

団体割引
20%適用

新規加入・更新保険料

【保険期間】

2024年5月1日午後4時～2025年5月1日午後4時まで（1年間）

▼ご希望のタイプを選択してください。

タイプ名		A	B	C	D	S	SS	
保険金額	傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	1,350万円	1,750万円	3,150万円	2,900万円	4,250万円	1,350万円
		入院保険金日額* ¹ (1日あたり)	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		通院保険金日額(1日あたり)	9,200円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	個人賠償責任	第三者に対する賠償責任	国内 無制限	国内 無制限	国内 無制限	国内 無制限	国内 無制限	国内 無制限
			国外 1億円	国外 1億円	国外 1億円	国外 1億円	国外 1億円	国外 1億円
	携行品	ゴルフ用品の損害 (免責金額(自己負担額):0円)	20万円	20万円	30万円	30万円	50万円	50万円
費用	ホールインワン・アルバトロス費用	20万円	30万円	30万円	50万円	50万円	100万円	
保険料（一時払）		4,660円	5,660円	6,620円	8,330円	9,490円	13,310円	

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の1.0倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

中途加入保険料

【中途加入の補償期間】

締切日の翌月1日午前0時～2025年5月1日午後4時まで

▼中途加入の場合の補償開始日とご希望のタイプを選択してください。

申込月	補償開始日	A	B	C	D	S	SS
5月	6月1日	4,120円	5,000円	5,770円	7,350円	8,300円	12,050円
6月	7月1日	3,810円	4,610円	5,320円	6,760円	7,640円	11,010円
7月	8月1日	3,500円	4,230円	4,880円	6,170円	6,980円	9,990円
8月	9月1日	3,080円	3,730円	4,330円	5,470円	6,200円	8,850円
9月	10月1日	2,630円	3,200円	3,740円	4,740円	5,400円	7,670円
10月	11月1日	2,220円	2,720円	3,200円	4,050円	4,630円	6,540円
11月	12月1日	1,900円	2,330円	2,760円	3,460円	3,970円	5,520円
12月	1月1日	1,590円	1,940円	2,310円	2,870円	3,310円	4,480円
1月	2月1日	1,060円	1,290円	1,460円	1,900円	2,120円	3,220円
2月	3月1日	740円	900円	1,010円	1,300円	1,450円	2,190円
3月	4月1日	340円	410円	470円	620円	690円	1,050円

(例) 2024年8月10日にSプランに申し込んだ場合

補償開始日 : 2024年9月1日

中途加入保険料 : 6,200円

団体ゴルフ保険Q&A よくあるご質問

Q1 保険金の請求をしたいときはどこへ連絡すればいいですか？

A1 (お電話で)
事故受付センター（東京海上日動安心110番）にご連絡ください。 **0120-720-110**（受付時間:24時間365日）
(インターネットで)
マイページ、東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)で受付しております。

Q2 ホールインワン・アルバトロスを達成した時にしておくことはありますか？

A2 保険金請求にあたり、以下①②もしくは①③をご準備頂く必要があります。
①ゴルフ場責任者の証明 ②ホールインワン・アルバトロスを達成したことが確認できる映像等の記録媒体
③同伴競技者と同伴競技者以外の第三者（※）双方の目撃証明
⇒保険会社所定の証明書へご署名いただく必要があります。
（※）同伴競技者以外の第三者とは、キャディ、先行・後続パーティのプレイヤー等です。
必ず連絡先をご確認の上、後日証明をもらうようお願いしてください。 詳細は本パンフレットの5ページをご確認ください。

Q3 いつまでに申し込んだら、いつから補償開始になりますか？

A3 (新規加入・更新の場合)
2024年3月15日（金）までにお申し込みいただくと2024年5月1日午後4時から補償開始となります。
(中途加入の場合)
毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）までにお申し込みいただくと、翌月1日午前0時から補償開始となります。

Q4 誰が被保険者になれますか？

A4 本パンフレットの2ページ<加入対象者>をご覧ください。

Q5 保険料の引落とし口座は誰の口座でもいいですか？

A5 原則、加入者名義の口座を設定してください。
加入者以外の名義の口座を設定する場合は、加入者の配偶者、加入者の親、加入者のお子様、同居のご親族の名義の口座を設定ください。

Q6 保険料の引落としはいつですか？

A6 補償開始月の翌月24日にお引落しいたします。（土日祝日の場合は翌営業日）

Q7 加入者票はいつ届きますか？

A7 (新規加入・更新の場合)
2024年3月15日（金）までに書類をご提出いただいた方は、4月末頃のお届けとなります。
(中途加入の場合)
毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）までに書類をご提出いただいた方は補償開始月の上旬頃のお届けとなります。
※ 加入依頼書に記入漏れや記入誤りなどがあった場合は、お届けまでにお時間を要することがあります。

保険金お支払事例

団体ゴルフ保険でのお支払事例です。

■ご自身のケガ

ラウンド中に膝をひねり半月板を損傷。11日間入院した。

お支払保険金額

約 165,000円

■第三者に対する賠償責任

ラウンド中に坂道でゴルフカートの操作を誤ってしまいカートごと転落。ゴルフカートを壊してしまった。

約 450,000円

■ゴルフ用品の損害

練習場内で練習中にドライバーが床にぶつかりヘッドが割れてしまった。

約 50,000円

■ホールインワン・アルバトロス

ホールインワンを達成したので、祝賀会の開催と同伴競技者に記念品を贈呈した。

約 300,000円

※実際のお支払いはご加入の内容や事故の状態により異なります。

※ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】[ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</p> <p>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p style="text-align: right;">等</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋ゴルフ賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合 ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合 <p>▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>*2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>*3 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電氣的または機械的事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失*3 ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等 <p>*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約＋ゴルフ用品補償特約	<p>国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り、） ■ ゴルフクラブの破損、曲損*1 <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限り、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記①のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p style="text-align: right;">等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

団体総合生活保険 商品改定のご案内（2023年10月1日以降始期契約）

2023年10月1日始期以降始期契約より、団体総合生活保険について、以下のとおり商品の改定を実施いたします。

改定項目	概要
「携行品特約」「個人賠償責任補償特約」における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	<p>約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列举する方式に変更します。</p> <p>また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象が否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。</p> <p>取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。</p> <p>・補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機</p> <p>・補償対象外とする機器(*1)：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機(*1)従来より補償対象外です。</p>
「携行品特約」「個人賠償責任補償特約」における免責事由（保険金をお支払いしない場合）の改定	<p>「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。</p>

このご案内は、2023年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。



2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 2。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

* 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。



4 保険金額等の設定

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)



5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分 * 1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1 について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1 を解除することがありますのでご注意ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます (例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。



II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) ですので、正確に記載してください (東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

※すべての補償について「他の保険契約等 * 1」を締結されている場合は、その内容についても告知事項 (★) となります。

* 1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。





3 保険金受取人

〔傷害補償〕

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると、補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



〔通知事項〕

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

〔その他ご連絡いただきたい事項〕

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔ご加入後の変更〕

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



4 満期を迎えるとき

〔保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合〕

- 所得補償以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

〔更新後契約の保険料〕

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

〔保険金請求忘れのご確認〕

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

〔更新加入依頼書等記載の内容〕

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔ご加入内容を変更されている場合〕

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。



IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 個人情報である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項



- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・ 保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・ 保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

通話料
有料



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

**事故受付センター
（東京海上日動安心110番）**



0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額（自己負担額） 保険期間 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、一般財団法人 郵政福祉をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人 郵政福祉が有します。

【新規】 団体ゴルフ保険加入依頼書の記入方法

- ◆下記①～⑫のご案内に沿ってご記入ください。 ※ご署名は2箇所をお願いいたします。なお、ご捺印は不要です。
- ◆加入依頼書は保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。追加で加入依頼書が必要な場合は、必要部数をパンフレット等記載の「お問い合わせ先」までお申し出ください。
- ◆ご記入後、加入依頼書3枚(E:保険会社提出用、F:保険会社提出用(原票)、G:代理店写)をご提出ください。
H:お客様控は、加入者票が届くまでお手元で保管ください。

①ご記入日 必ず記入ください。

②③加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】をご記入ください。

以下4項目をご記入ください。

- ・郵便番号(●●●-●●●●)
- ・ご住所のカナ、漢字
- ・連絡先(○○○-○○○○-○○○○)
- ・お名前のカナ、漢字

※電話番号と郵便番号にはハイフンをいれてください。

④生年月日、性別 ご記入ください。

⑤所属名

- ・現職の方 → 勤務先名をご記入ください。
- ・退職者の方 → 最終勤務先名をご記入ください。「例 OB品川郵便局」

⑥ご署名欄

必ずフルネームの自署をお願いします。ご署名は③と⑥の計2箇所をお願いいたします。 ※捺印不要です。

⑦ご希望のお手続き 「新規に加入」に○をしてください。

⑧保険の対象となる方【被保険者】

- ・ご加入者と同じ場合 → 「ご加入者と同じ」に○をし、「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」のご記入は不要です。
- ・ご加入者と異なる場合 → 「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」をご記入ください。

⑨保険の対象となる方【被保険者】

- ・ご加入者と同じ場合 → 「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。
- ・ご加入者と異なる場合 → 「本人の住所」をご記入ください。

⑩加入者から見た続柄

・右記「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。

続柄コード			
01	本人	06	祖父母
02	配偶者	07	孫
03	父母	08	その他親族
04	子	99	その他
05	兄弟姉妹		

★他の保険契約等

該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。

⑪タイプ ご加入いただくタイプをご記入ください。

⑫被保険者・1回分保険料 ・被保険者ごとの1回分の新規ご加入保険料をご記入ください。

<Aタイプに加入する場合の記入例>

E 団体ゴルファー保険加入依頼書		東京海上日動火災保険株式会社		保険会社提出用	
加入のお申込みをされるお客様(ご加入者)	1 記入日 (必ずご記入ください) 加入依頼日	令和 6年 2月 20日	加入者 保険期間	令和 6年 5月 1日~令和 7年 5月 1日	
	2 郵便番号	102-0074	連絡先 (電話番号)	090-1234-0000	
	3 住所 カナ	トウキョウトチヨダククダンミナミ4-7-15		4 加入者 生年月日	明納: 大正 昭和 平成 令和 45年 1月 1日
	漢字	東京都千代田九段南4-7-15		性別	男性 女性
	5 住所 カナ	トウキョウチュウオウユウビンキョク		6 所属名	東京中央郵便局
	漢字	郵便 郵次郎		7 所属コード	会社使用欄
	8 名前 カナ	イウビン イウジロウ		9 希望のお手続き (1~5のいずれかに○)	
	ご署名	郵便 郵次郎		1 新規加入	更新
	ご捺印	郵便 郵次郎		2 加入内容変更	3 被保険者明細追加
	10 本人のお名前 カナ		★生年月日	明納: 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	11 加入者からみた続柄 (2桁コード Dご参照)
漢字		★性別	男性 女性	01	
12 本人のご住所 カナ		★職業・職種 (加害・所轄のみ)	傷害補償 賠償額別	★他の 保険契約等	
漢字			A B	あり 裏面に詳細をご記入ください。	
13 住宅 (建物)所在地		14 職業・職種のご記入は不要です			
		タイプごとの補償内容や保険料等については募集パンフレット等にてご確認ください。			
15 傷害補償 タイプ	A	16 被保険者・1回分保険料	4,660 円	加入者・1回分合計保険料	
				(注) 被保険者明細が複数者の場合は、合計した保険料を記入	

保険料はパンフレットP.6をご確認ください。
2024年6月1日以降補償開始の場合は
【中途加入保険料】をご記入ください。

団体使用欄	
-------	--

項目	コード	内容	項目	コード	内容

旧加入者証券番号	旧明細番号	営業店	部数
		代理店/仲立人	
		契約者(団体)	

■ 自動払込利用申込書の記入方法

- ◆ 下記①～④のご案内に沿ってご記入ください。
- ◆ ご記入後、1枚目は加入依頼書と一緒にご提出ください。
2～4枚目は貯金通帳と共に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局へご提出ください。

(一財)郵政福祉専用 自動払込利用申込書(東京海上日動用) ①取扱代理店提出用

種目コード	契約種別コード	記号	番号
1 6 6 2 8 1 0			

※太わく内のみご記入をご捺印下さい。

フリガナ ご住所 (郵便番号 -)	お届 け 印 <small>2・3枚目にも 押して下さい</small>	TEL ()
		()-()
フリガナ お名前		

保険契約者と通帳名義が異なる場合(※)のみ記入下さい。	ご契約者 お名前 (フリガナ)	払い込み金の種別
	ご住所 (フリガナ)	各種保険料 28

払込開始月	令和 年 月から	払込日	毎月24日・再払込日翌月10日 (土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日)
払込先口座番号	00160-4-004164	払込先加入者名	一般財団法人 郵政福祉

お取り扱い方法

①枚目は、取扱代理店に提出して下さい。

②～④枚目は、貯金通帳と共に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局へご提出下さい。

※原則、保険契約者名義の口座を設定して下さい。
保険契約者以外の貯金通帳名義とする場合は、保険契約者の配偶者、親子、同居の親族の口座を設定下さい。

ご注意、「印鑑」欄には、貯金通帳(総合口座)のお届け印を押して下さい。

'19.7

①記号・番号

記号、番号を右詰めでご記入ください。

②口座名義人

ご住所(フリガナ、漢字)、お名前(フリガナ、漢字)、電話番号をご記入ください。

③お届け印

お届け印をご捺印ください。
2枚目、3枚目にも必ずご捺印ください。

④ご契約者

ご加入者と通帳名義が異なる場合のみご住所(フリガナ、漢字)、お名前(フリガナ、漢字)、電話番号をご記入ください。
※ご加入者と通帳名義が同じ場合には記入不要です。

万が一事故にあわれた場合、ホールインワンを達成した場合のご連絡先

■お電話でのご連絡

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110（受付時間：24時間365日）

■マイページでのご連絡

マイページの「保険金請求」で受付しております。マイページの登録方法は、本パンフレット15ページをご参照ください。

■インターネットでのご連絡

東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)で受付しております。

サービスのご案内

※本サービスは自動セットです。サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

メディカルアシスト

☎0120-708-110

受付時間*1:24時間365日

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要で（予約受付は、24時間365日）。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りま。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りま。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なりま。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

介護アシスト

☎0120-428-834

受付時間：午前9:00～午後5:00（土日祝、年末年始を除く）

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

* お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

☎0120-285-110

受付時間は下記の通り。（土日祝、年末年始を除く）

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律相談（受付時間：午前10:00～午後6:00）

税務相談（受付時間：午後2:00～午後4:00）

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

* 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

（受付時間：午前10:00～午後6:00）

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

* 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

（受付時間：午前10:00～午後4:00）

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

お問い合わせ先（代理店・引受保険会社）

■代理店

JP損保サービス株式会社 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 J P R市ヶ谷ビル4F

TEL：0120-307-318（受付時間：平日10:00～17:00）

ホームページアドレス：<https://www.jp-sonpo.co.jp/>

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（担当室）公務第二部日本郵政室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL：03-3515-4137（受付時間：平日9:00～17:00）